

船舶事故調査報告書

平成25年6月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年8月26日 05時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市佐賀漁港南南東方沖 対馬市所在の対馬佐賀港北防波堤灯台から真方位153°1,150m 付近 (概位 北緯34°26.5′ 東経129°22.8′)
事故調査の経過	平成24年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 11宝漁丸、19トン NS2-23107（漁船登録番号）、個人所有 18.23m (Lr) × 3.80m × 1.53m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和61年10月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 34歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年3月15日 免許証交付日 平成22年3月17日 (平成27年3月16日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、あなごかご漁の操業を終え、平成24年8月26日03時00分ごろ対馬市上島東方沖のオロン岳曾根 ^{だけそね} 付近の漁場を発進し、船長が、航海灯 ^{かみ} を表示してGPSプロッターで佐賀漁港の港口付近に船首を向け、約6～7ノットの速力で自動操舵により西南西進した。 船長は、漁場発進時から眠気を感じていたものの、強い眠気ではなく、操業の後片付けを終えた甲板員1人を操舵室に配置して2人で船橋当直を行っていたところ、甲板員が操業の疲れから居眠りを始めたので、船尾にある船員室で休息をとらせることとした。 船長は、04時30分ごろから1人で船橋当直に当たり、操舵室後部にある寝台の縁に腰を掛けて右舷側の壁にもたれ、数分間隔でレーダー画面を見て船橋当直に当たるうち、居眠りに陥った。

	<p>本船は、佐賀漁港の港口付近に達したのち、西南西進を続けて陸岸に接近した。</p> <p>船長は、衝撃で目覚めて本船が佐賀漁港南南東方の陸岸付近の干出岩に乗り揚げたことを知り、05時30分ごろであることを確認後、事故発生を携帯電話で船舶所有者に連絡し、機関を後進や前進にかけて舵を取ったものの、本船は離礁することができず、船長と甲板員2人は来援した漁船により救助された。</p> <p>本船は、漁船及び引船が来援したものの、乗揚場所付近が干出岩の複雑に入り組んだ所で引き下ろすことができなかつたところ、その後、東シナ海を北上する台風15号に伴う波浪で船体が干出岩に当たって大破し、撤去された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約77cm</p> <p>日出時刻：05時51分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平素、漁場に向かう航行中は1人で船橋当直に就き、あなごかごの仕掛け及び引揚げの各作業中は操舵室で操船に当たり、漁港への帰航中は甲板員1人と共に2人で船橋当直に就くこととしていた。船長は、あなごかごの仕掛け後及びあなごかごを引き揚げて漁獲後、それぞれ数時間錨泊して待機する間、甲板員と停泊当直を交替して休息をとることとしていた。</p> <p>本船は、8月21日12時00分ごろ佐賀漁港を出港し、オロン岳曾根付近の漁場で操業を行っていたところ、台風15号が接近するので、船長と船舶所有者とが打ち合わせて少し早めに操業を切り上げることとなり、8月25日21時30分ごろからあなごかごの引揚げ作業を開始したため、船長は、あなごかごを仕掛けたのちの錨泊待機中、甲板員と停泊当直を交替して休息をとることができなかつた。</p> <p>本船の小型船舶操縦免許受有者は、船長だけであった。</p> <p>船長は、本船の喫水を把握していなかつた。</p> <p>本船は、コーヒーやお茶を飲む設備が船員室にあるものの操舵室にはなく、船長が操舵室に缶コーヒーを積み込んでいたが、本事故発生時は既に消費して残っていなかつた。</p> <p>船員室には、操舵室から甲板員を呼び出すためのベルが設備されていた。</p> <p>本船は、本事故発生時、燃料油タンクに約1klの燃料油が残っていたことから、佐賀漁港の漁業協同組合などにより、燃料油タンクに油処理剤が投入され、台風15号の通過後に船体が撤去された際、乗揚場所周辺の岩場に燃料油による汚染は認められなかつた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p>

<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、佐賀漁港東北東方沖において、あなごかご漁の漁場から佐賀漁港に向けて自動操舵で帰航中、単独で船橋当直に就いていた船長が、操舵室後部にある寝台の縁に腰を掛けて船橋当直を行っていたところ、居眠りに陥ったことから、陸岸に向けて航行を続け、佐賀漁港南南東方の陸岸付近の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、台風15号の接近に備えて少し早めに操業を切り上げることとし、あなごかごを仕掛けたのち、錨泊して待機する時間を短縮したことにより甲板員と停泊当直を交替して休息をとることができなかったことから、睡眠不足となった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、佐賀漁港東北東方沖において、あなごかご漁の漁場から佐賀漁港に向けて自動操舵で帰航中、単独で船橋当直に就いていた船長が居眠りに陥ったため、陸岸に向けて航行を続け、佐賀漁港南南東方の陸岸付近の干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 椅子などに腰を掛けて1人で船橋当直中に眠気を感じた場合は、立ち上がって身体を動かしたり、コーヒーを飲んだりして眠気を払い、それでも眠気を払うことができないときは、他の乗組員を呼んで複数で船橋当直に当たるなどの居眠り運航防止措置を採ること。